

番号制度における主な罰則の適用関係^(注1)

		番号法(仮称)	犯罪収益移転防止法	携帯電話不正利用防止法	刑法					各税法	不正アクセス禁止法
					文書偽造等	虚偽公文書作成等	電磁的記録不正作出	詐欺	窃盗		
漏示・不正利用	データベースの提供	○									
	「番号」個人情報の提供又は盗用	○									
情報の不正取得	行政機関の職員等による職権濫用かつ職務目的外の「番号」個人情報の収集	○									
	詐欺行為・不正アクセス行為等による「番号」個人情報の取得	○									
成りすまし	本人確認における他人のICカードの利用		○(注2) (口座開設、不動産売買等)	○ (携帯電話契約)							
	他人の氏名・「番号」による社会保障給付の受給							○			
	他人の氏名・「番号」を用いての税務申告									○	
改ざん	行政機関の保有するデータベース・ファイル等の偽造					○	○				
	事業者の保有するデータベース・ファイル等の偽造	○					○				
ICカード関係	ICカードの不正取得							○	○		
	ICカードの偽造				○						
その他	不正アクセス行為										○

(注1) 本資料は、番号制度において想定される主な不正行為に対し、どのような罰則が適用され得るかを模式的に示すイメージ図であり、○印が付された罰則が必ず成立するわけではないし、また、事案によっては、○印が付されていない罰則が成立することもあり得る。

(注2) ICカードが犯罪収益移転防止法上の本人確認書類として利用可能となる場合を想定している。